

第3回岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械

器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年10月6日（木） 午前10時00分～

2 場 所

岡山市北区桑田町1番36号

岡山地方合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公益代表委員 : 2人（欠席1人）

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

34円を提示する。

- ① 特定最低賃金は、県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである県最賃とは異なり、年齢、業務を特定した当該産業の基幹労働者の最低賃金で、地域別最低賃金よりも相対的に高い水準の確保が不可欠であると考えている。
- ② 電機産業の従業員は全国平均で製造業の約15%を占め、生産額を見ると、製造業に占める電気機械の割合が2割以上の地域は47都道府県のうち3割近くを占めている。このように、電機産業は

我が国における主要産業であり、雇用者数のみならず、生産額、出荷額などにおいても他産業と比較してウエイトが高く、各地方経済における重要な役割を担っていると認識している。

一方で、電機産業は大手企業から中小零細企業までその野の広い産業構造になっているため、事業の公正競争確保を図る上で法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠であると認識している。

- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに社会のデジタル化に対する期待が高まると予想されている。またIoT、ビッグデータ、ロボット、AIなどの急速な発展を受け、電機産業としてこれらの技術に対する社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり、技術、情報産業技術などの強みを生かし、新たな価値を見出していくことが期待されている。このように、経済成長や、社会への貢献、新たな雇用の創出に寄与することが期待されている電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材を確保するためにも、金額改正が必要と考えている。
- ④ 電機連合の2022年闘争における産別最低賃金水準166,500円を時間当たりに換算した1,071円を準拠基準とし、この金額を当面の到達目標として計画的な改善を図る必要があると考えている。
また、電機産業で働くすべての労働者の公正な処遇に向けた取組の成果を法定電機最賃の金額改正に連動させることが重要と考えている。
- ⑤ 以上、4点の情勢から、高卒初任給、企業内最低賃金、未組織労働者の賃金水準、他県、他産業との比較など、実体賃金との関連を重視し、電機基幹労働者の賃金水準の底上げと、生活改善に寄与する賃金水準への改善を目指した引上げを求めたいと考えている。
- ⑥ 岡山県における他産別と比較すると、電機最賃は7業種のうち下から2番目の額であるが、適用労働者数は上から2番目の多さになっている。より魅力ある電機産業を作っていくことを考えていく上でも引き上げていくことが重要であると考えている。
- ⑦ 中四国の近隣県と比較すると、岡山は904円で他県との差はいまだ埋まっていない。また、適用労働者数は広島に次いで2番目で、地域経済を支える産業であることが確認できると思う。
- ⑧ 全国における電機の特定最賃加重平均が908円で、現時点で岡山の特定最賃と4円の差がある。冒頭の事務局からの他局の状況

報告で相応に引上げがなされているので、岡山としても同様に引上げたいと考えている。

- ⑨ 近年、人手不足で新卒、高卒者の初任給が非常に上がってきている。岡山県は時給換算 1,001 円で、特定最賃と比べると 100 円弱の差がある。また、申出をした電機の企業内最低賃金が時給換算 1,025 円で、まだ差がある状況。今回も中四国の近隣県、特に広島との格差改善を強く意識し、審議に臨みたいと思っている。その上で、岡山県最低賃金の引上げ額 30 円と、他県の状況を踏まえ、34 円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

18 円を提示する。

- ① 経団連の中小企業の賃上げ妥結率 1.92%を現在の電機特賃 904 円に乗じて 17.356 円、切り上げた金額を提示する。
- ② 労側の 34 円提示の根拠に全面的に納得、同意見というわけでもなく、確かに必要だと思う面もあれば、県最賃が上がってくる中で、特定最賃を同じように上げていくべきなのかというのが正直なところ。県最賃との開きがあった時には、電機としての優位性をどう保とうかというところで高くしていた側面もあったが、これだけ県最賃が高くなってくると、そこまで電機としてのプラスアルファにこだわる必要が今後もあるのかなと思う。
- ③ 未満率は女性が 19.6%、5 人に 1 人が特定最賃未満。このような実態の中で特定最賃をどんどん引き上げるということは、本当に電機で働く皆さんのためになるのだろうかというところも慎重に考える必要があると思っている。実際に未満率が下がったというのも単純に下がってよかったとみるべきなのか、未満になっている人の雇用がなくなってしまったとみるべきなのかという点も考えていくと、一概に高くすることがこの産業にとっても、実際にそこで働く皆さんにとってもいいことなのかということは慎重に考えるべきであろうと思っている。
- ④ 34 円というのは、使側としてはさすがに同意できる金額ではなく、18 円を提示したが、今後、議論を重ねてどこで妥結するのかというところだと思う。将来的には産別にこだわるのではなく、県最賃が上がっているということを十分頭において審議すべきだと思う。いきなり来年、再来年どうするのかというのではなく、もう少し長期で、今後についてどういう方向で審議すべきなのか

というのを考えていくべきなのかなと思っている。

- ⑤ 特定最賃というのは県最賃がなかなか上げにくい時代に上げられる産業だけでも上げていこうという背景があったのではないかと思う。これだけ毎年、県最賃が30円近く上がる中で、本当に労側が言われるように、県最賃の引上げ額プラスアルファの額を上げることに 대해서는 非常に疑問を感じる。いつかどこかの時点で県最賃に一本化していくようになるべきではないかと思う。

また、産業の魅力というお話もありましたが、各企業において払えるところは払っていけばいいと思うが、地方の中小企業、特に電機もすそ野の広い産業ですので、労働分配率が高止まりしている中で、最賃が上がっていくのはどうかというふうにも感じている。

- (2) 労使双方から、これ以上、労使協議の意思がないこと等の意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・意見要旨提出者名簿（労・使側）及び最低賃金についての意見要旨